# 令和6年能登半島地震 能美市民または能美市内事業者向け支援制度一覧

【令和7年8月1日現在】(更新箇所を赤字で表示しています)

◇支援を受けるために罹災証明書・被災届出証明書(事業用資産の場合は被災証明書)が必要となる方は申請をお願いします。

		罹			該当、	▲状況	によ	って討	挡			
No.	支援制度名	災証明書要否	対象者	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	内容	受付窓口・問い合わせ先	期限等 ※空欄は未定を 含みます。
1	羅災証明書・被災届出 証明書の交付 ※申請受付は終了しま した	_	災害により住家等に被害を受けた方	•	•	•	•	•	•		税務債権課 公58-2206	申請 17 日本 1
2	被災証明書の交付 (事業者向け) ※申請受付は終了しま した	_	災害及び火災により被害を受けた事業者	•	•	•	•	•	•		商工課 公58-2254	申請受付:令和6 年11月29日で終了 やむを得ない理由 により期日までに 申請できなかった 方は、商工課まで ご相談ください

#### ◇罹災証明等に基づく損壊の程度区分ごとの支援

#### ①一部損壊

<u>(1)—</u> ;	部損壊											
No.	支援制度名	罹災証明書要否	対象者	全壊	該 大規模半壊	→状況中規模半壊	ポード 半 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	準半壊	当一部損壊	内容	受付窓口・ 問い合わせ先	期限等 ※空欄は未定を 含みます。
3	建築確認申請等の手数 料の減免(市)	要	災害により被害を受けた方	•	•	•	•	•	•	災害により滅失または破損した建築物の復旧を目的とした 建築に係る申請等の手数料に対して、減免措置を講じま す。	まち整備課 <b>25</b> 58-2251	申込受付: 令和7年 12月31日まで
4	建築・住宅相談(市)	不要	災害により被災された住宅の所有者等	•	•	•	•	•	•	被災された住宅の本格的な復旧に向けて、建築士の資格を 持つ職員が技術的なアドバイスをします。 ※業者のあっ旋は行いません。	まち整備課 <b>☆</b> 58-2251	
5	災害復興住宅融資	要	災害により被害を受けた方	•	•	•	•	•	•	(住宅金融支援機構) 災害で被災された方が被災住宅を復旧するための住宅ローンです。通常の融資と比べて低利で利用できます。	住宅金融支援機構お客 さまコールセンター な0120-086-353	
6	災害復興住宅融資(高 齢者向け返済特例) (リバースモゲージ型 融資)	要	災害により被害を受けた方で満60歳以上の方	•	•	•	•	•	•	(住宅金融支援機構) 災害で被災された方が被災住宅を復旧するための住宅ローンです。月々のご返済は利息のみで、通常の災害復興住宅 融資と比べて月々の負担を低く抑えられます。	住宅金融支援機構お客 さまコールセンター ☎0120-086-353	
7												
8	勤労者生活安定小口資 金融資	不要	市内に1年以上居住し、かつ同一事業所に1年 以上勤務し、安定した収入のある勤労者で、 市税を完納している方	•	•	•	•	•	•		商工課 公58-2254	
9	各種証明書交付等手数 料の減免	要	羅災証明書・被災届出証明書の交付を受けた 個人(相続人を含む)若しくはその同一世帯 に属する個人または法人 ※罹災証明書・被災届出証明書の提示が必要 ※コンピニ交付の場合は減免対象となりませ ん。	•	•	•	•	•	•	・住民票の写し ・印鑑証明・印鑑登録 ・マイナンバーカードの再交付	市民サービス課 公58-2213 税務債権課 公58-2206	
10	市税の納付相談	要	災害により被害を受けた方・事業所	<b>A</b>	•	•	<b>A</b>	<b>A</b>	•		税務債権課 公58-2206	
11												

#### ①一部損壊 の続き

<u>(1)—</u>	部損壊 の続き											
No.	支援制度名	罹災証明書要否	対象者	全壊	当 大規模半壊	★状中規模半壊	ポップ 半 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	準半壊	当一部損壊	内容	受付窓口・問い合わせ先	期限等 ※空欄は未定を 含みます。
12	国民健康保険 医療費 一部負担金 (自己負担) の免除 ※申込受付は終了しました	要	次のいずれかに該当する場合 ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれ に準ずる被災をした場合 ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病 ② 主たる生計維持者の行方が不明である場合 ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した場合 ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合	•	•	•	•	*	*	令和7年6月末までの診療、調剤及び訪問看護の自己負担の 免除を行います。	保険年金課 公58-2236	申込受付:令和7 年6月30日で終了 ただし、やなりでを得り ただし理に由いましたりで ないまでを保ますでで、日 ないまでに表すでご相 ないまでに表するでご相 を終く
13	後期高齢者医療一部負担金減免 ※申込受付は終了しました	要	次のいずれかに該当する場合 ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれ に準ずる被災をした場合 ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病 を負った場合 ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合 ④ 主たる生計維持者が楽務を廃止し、又は休止した場合 ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合	•	•	•	•	*	<b>★</b>		保険年金課 公58-2236	申込受付:令終了 年6月30日で終了 ただし、やなりでを いまいで、 に理理に申込はで ないまでごれます。 は いったままで に は に は に れ に れ に れ に れ に れ に れ に れ に れ
14	介護サービス等に係る 利用者負担額の減免 ※申込受付は終了しま した	<del>-</del>	次のいずれかに該当する場合 ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれ に準ずる被災をした場合 ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病 ② 主たる生計維持者の行方が不明である場合 ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した場合 ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合		•	•	•	*	*	<del>令和7年6月末までの介護サービス分の自己負担の免除を行います。</del>	いきいき共生課介護保 険室 公58-2239	申込受付:令和7 年6月30日で終了
15												
16												
17												
18	介護予防・日常生活支援総合事業利用者負担 額の免除 ※申込受付は終了しました		次のいずれかに該当する場合 ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれ に準ずる被災をした場合 ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病 ② 主たる生計維持者の行方が不明である場合 ② 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した場合 ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合	•	•	•	•	*	*		いきいき共生課 公58-2233	申込受付:令和7 年6月30日で終了
19	応急仮設住宅入居者に 対する生活家電の給与		市内の応急仮設住宅に入居しており、賃貸型 応急住宅三者契約書又は入居者決通知を受け ている方	•	•	•	•	•			危機管理課 公58-2201	申込受付: 令和7年 9月30日まで

#### ②準半壊

		977			七业	<b>▲ 壮</b> 3	01- F	って記	<b>;</b> ч			
No.	支援制度名	罹災証明書要否	対象者	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	内容	受付窓口・ 問い合わせ先	期限等 ※空欄は未定を 含みます。
0	No.3~19の支援(対	才象)	)									
20	被災住宅の応急修理 (災害救助法)	要	災害により住宅が「大規模半壊」「中規模半壊」「中規模半壊」「半壊」または「準半壊」の被害を受け、かつ応急修理によって被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる方 ※経済的に自ら修理することができない方	•	•	•	•	•			まち整備課 公58-2251	完了期限: 令和7年 12月31日まで
21												

# ③半壊・中規模半壊・大規模半壊

<b>୬</b> ∓	キ環・中規模主環・大規模主環												
		罹			该当、	▲状況	によ	って討	铛				
No.	支援制度名	罹災証明書要否	対象者	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	内容	受付窓口・ 問い合わせ先	期限等 ※空欄は未定を 含みます。	
0	No.3~21の支援(対	象)											
22													
23	障害福祉サービス利用 料等の減免	要	災害により住宅に被害を受けた方	•	•	•	•			被災のため障害福祉サービス等に必要な利用者負担をする ことが困難な方に対して、令和6年9月までの利用分につい て、利用者負担の減免を行います。		適用期間: 令和6年1月から令 和6年9月サービス 分まで	
24	市税の減免	要	災害により被害を受けた方・事業所	•	•	•	•			個人市民税、固定資産税・都市計画税については、被害の 程度によって、減免申請を行うことにより減免が受けられ ます。	税務債権課 公58-2206		
25	被災者生活再建支援事業 ※申込受付は終了しま した	要	住家が半壊以上の世帯	•	•	*	*			①全壊等— 基礎支援金100万円と 住宅再建方法に応じ、加算支援金50万円~200万円 ②大規模半壊 基礎支援金50万円と 住宅再建方法に応じ、加算支援金50万円~200万円 ③中規模半壊・半壊 一住宅再建方法に応じ、支援金25万円~100万円	福祉課 公58-2230	申込受付:終了	
26	<del>被災家屋の公費解体 (環境省)</del> ※申込受付は終了しま した	要	罹災証明書により、被害の程度が半壊以上の 家屋の所有者で解体を希望する方	•	•	•	•				生活環境課 公58-2217	申込受付:令和7 年5月30日で終了	

# **④全壊**

No.	支援制度名	罹災証明書要否	対象者	全壊	当 大規模半壊	★状中規模半壊	RICよ 半 壊	準半壊	当一部損壊	内容	受付窓口・ 問い合わせ先	期限等 ※空欄は未定を 含みます。
0	No.3~26の支援(対											
27	国民年金保険料の納付 免除	要	国民年金第1号被保険者で、住宅、家財その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方	•	•	•	•	•	•	(日本年金機構対応) 災害等で大きな被害を受けたことにより納付が困難な場合、申請をして承認されると保険料の全額が免除される制度 (特例免除) があります。	保険年金課 公58-2236	令和5年11月分から令和8年6月分までの期間

# ◇事業用資産に被害を受けた方の支援

			~177C/347~3%									
		罹			<u>該当、</u>	▲状	兄によ	って討	<u>铛</u>			
No.	支援制度名	災証明書要否	対象者	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	内容	受付窓口・問い合わせ先	期限等 ※空欄は未定を 含みます。
28	中小企業経営支援融資 (事業者向け支援)	不要	市内に本社を有する中小企業又は市内に代表者 事業を引き続き1年以上経営している方	<b>針が住</b>	所を有	する	個人事	業者で	:同一		商工課 ☎58-2254	
29	事業継続力強化認定企 業支援事業補助金 (事業者向け支援)	不要	経産省の認定を受けた事業継続力強化計画にた	かる	設備投	資な	どを行	う事業	锗		商工課 ☎58-2254	
30	<del>事業系一般廃棄物のご み処理手数料の免除</del> ※減免受入は終了しま した。	不要	災害により被害を受けた事業者 (原則、被災証明書の写しの提出が必要)									減免受入:令和7 年5月30日で終了
31	<del>危険物施設の手数料の 減免</del> ※申込受付は終了しま した	不要	地震被害を受けた危険物施設の設置者							地震被害を受けた危険物施設について、消防法(昭和23年 法律第186号)第11条の規定により危険物施設の設置・変更 許可を求める場合の手数料に対して減免措置を講じます。		申込受付:令和7 年6月30日で終了

### ◇土砂災害等により被害を受けた方への支援

<u> </u>	7CH (3.1-0.7	100										
		罹		•	該当、	▲状況	によ	って討	铛			
No.	支援制度名	災証明書要否	対象者	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	内容	受付窓口・ 問い合わせ先	期限等 ※空欄は未定を 含みます。
32	災害崩落土砂助成 (市)	不要	災害崩落のあった箇所の土地所有者又は被災者	Ĭ						(1)がけ崩れにより建物等に被害を受けた場合の災害崩落土砂の搬出を行うもので、土量立方メートル以上、かつ、がけの高さが2メートル以上の土砂処理を行う事業(2)前号の事業を実施した後に、がけ崩れの再発を防止するために行う対策工事※助成額は、予算の範囲内において災害崩落土砂等に要する費用の2分の1以内で、1件25万円を超えない額	土木課 公58-2250	
33												

### ◇宅地の被害を受けた方への支援

. –												
		罹		•	該当、	▲状況	記によ	って討	铛			
No.	支援制度名	災証明書要否	対象者	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	内容	受付窓口・ 問い合わせ先	期限等 ※空欄は未定を 含みます。
34	被災宅地等復旧事業補助金(市)	不	地震発生時に住宅の用に供されていた土地(社 た土地所有者等	t宅や	寮は附	<b>(</b> <) 7	で宅地	被害を	受け	対象工事は(1) のり面の復旧工事 (2) 擁壁の復旧工事 (3) 地盤の復旧工事 (4) 地盤改良工事 (5) 住宅基礎の傾斜修復工事 上記、対象工事費から50万円を控除した額に5/6を乗じた 額(千円未満は切り捨て)を補助します。	まち整備課 ☎58-2251	